

みやぎ障害者プランの策定について

1 趣旨

▽ 法に基づき県が策定する「みやぎ障害者プラン」について現行の計画期間が令和5年度で満了することから、新たな計画を策定するもの

項目	内容
根拠法	障害者基本法第11条第2項
性格	県の障害者施策に関する基本的な計画 (施策集のイメージ)
期間	任意 (現行:H30-R5年度、次期:R6-11年度)
策定	国の「障害者基本計画」を基本とし、県の障害者の状況等を踏まえ策定
意見反映	県の審議会(障害者施策推進協議会※)の意見を聴かなければならない

※ 以下「施策協」という。

2 計画策定の経過

年月日	内容
R4.11月	施策協での審議① 「プランの骨子について」
R5.1月	施策協での審議② 「プランの重点施策について」
〃 3月	令和4年度「宮城県障害者施策推進基礎調査(アンケート調査)」の実施
〃 6月	施策協での審議③ 「プランの各論について」
〃 8月	主な障害福祉関係団体への意見照会
〃 11月	施策協での審議④ 「プラン中間案について」
〃 12月	中間案に係る県議会保健福祉委員会への報告 パブリックコメントの実施(約1か月)
R6.2月	施策協での審議⑤ 「プラン最終案について」
〃 3月	最終案に係る県議会保健福祉委員会への報告 策定・公表

3 みやぎ障害者プランの構成

総論

基本理念「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」、計画策定の趣旨・背景、計画期間、対象とする障害のある人の範囲

障害のある人の現状等

障害者手帳所持者数、障害福祉サービス費等の推移、アンケート調査の概要

重点施策

- (1) 障害を理由とする差別の解消
- (2) 雇用・就労等の促進による経済的自立
- (3) 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

各論

(1) 共に生活するために

心のバリアフリーの推進、情報のバリアフリーの推進、誰もが住みやすいまちづくりの推進

(2) いきいきと生活するために

活動・活躍の機会創出と参加促進、多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実、雇用・就労の促進

(3) 安心して生活するために

相談支援体制の拡充、生活安定のための支援、在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備、保健・医療・福祉等の連携促進、防犯・防災対策の充実

プランの推進と進行管理

プラン策定の経過、障害保健福祉圏域の設定、プラン推進のために(役割分担・進行管理等)